

千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例に基づく改善命令について

千葉市では、若葉区の再生資源物屋外保管事業場の設置者に対して、千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例（以下「条例」という）に基づく改善命令を8月30日に発出しましたので、お知らせします。

1 改善命令について

(1) 概要

本件は、条例附則第10項に基づきみなし許可を得て設置された屋外保管事業場の設置者に対して、条例第14条第2項に基づき、改善命令を発出したものです。

当該屋外保管場には、条例施行から現在まで再三に渡り指導を行い、条例第7条第1項に定める保管基準に違反しているとして、条例第14条第1項に基づく改善勧告を発出しています。

※条例施行（令和3年11月1日）後、改善命令の発出は本件で4例目

(2) 命令内容

千葉市若葉区旦谷町169番他21筆に所在する屋外保管事業場である株式会社泰盛商事 千葉ヤードに保管されている再生資源物の保管方法を改善し、条例第7条第1項各号に定める保管基準に適合させること

(3) 命令発出日

令和6年8月30日（金）

(4) 履行期限

令和6年9月30日（月）

2 改善命令の対象となった屋外保管事業場の概要

(1) 設置者

山梨県笛吹市一宮町坪井字梨ノ木2113番地9
株式会社泰盛商事 代表取締役 朱宮 海翔

(2) 設置場所

若葉区旦谷町169番 他21筆

(3) 許可年月日

令和3年11月1日みなし許可

3 違反条項

(1) 条例第7条第1項第1号イ

屋外保管場でない場所に再生資源物を保管

(2) 条例第7条第1項第2号イ

容器を用いず保管する場合の積み上げ高さ超過

(3) 条例第7条第1項第3号

火災発生・延焼予防措置として規則で定める面積（200㎡）を超過



令和6年8月21日



同左

4 これまでの主な指導経過

- | | | |
|------|--------|--------------------------|
| 令和4年 | 7月29日 | 立入検査に際して現地で指導事項票を交付 |
| 令和5年 | 4月13日 | 立入検査に際して現地で指導事項票を交付 |
| | 5月24日 | 設置者に条例に基づく改善勧告文書を交付（1回目） |
| | 11月29日 | 立入検査に際して現地で指導事項票を交付 |
| | 12月18日 | 設置者に条例に基づく改善勧告文書を交付（2回目） |
| 令和6年 | 3月25日 | 設置者に条例に基づく改善勧告文書を交付（3回目） |
| | 5月13日 | 設置者に条例に基づく改善勧告文書を交付（4回目） |
| | 8月5日 | 設置者に条例に基づく改善勧告文書を交付（5回目） |

※改善勧告4回目までは履行期限内に改善を確認した。

5 今後の対応

引き続き立入検査等を行い、命令の履行を強く求めます。なお、期限までに命令が履行されない場合は、許可取消などの行政処分を検討します。